

36協定集中講座

残業時間の上限は、月 45 時間、かつ、年 360 時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ、新たな指針に基づく助言・指導が行われます。

労働基準監督署に36協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

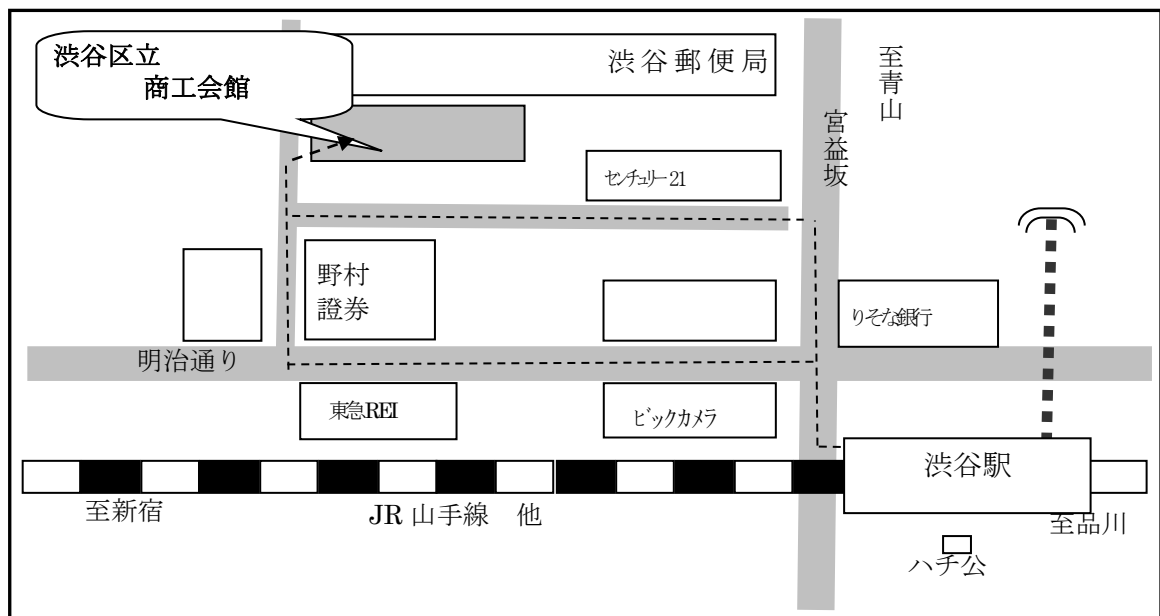
日 時	2025年3月12日(水) 14:00~16:00 受付13:30~
場 所	渋谷区立商工会館 2F 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5 Tel(3406)7641
内 容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働時間をどう判断するか〈着替え時間の対応など〉？ ◆ ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉？ ◆ 労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉？ ◆ 法定労働時間と2暦日にわたる労働時間の考え方は？ ◆ 法定休日は特定しておくべきか？ ◆ 在宅勤務の際の労働時間をどうする？ ◆ 副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは？ ◆ 36協定の効果は？ ◆ 時間外労働上限規制は？ ◆ 特別条項の留意点とは？ ◆ 36協定届の作り方のポイントとは？ ◆ 36協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉 ◆ 36協定の本社一括届出とは？ ◆ 過半数代表者の選任方法は？ ◆ つながらない権利とは？
講 師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)
受講料等	<p>会員 5,500円 会員以外 7,700円 消費税込 受講料は、3月5日(水)までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店 ・ 口座番号：普通預金 0397963 ・ 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・ 住所：港区芝4-4-5 <p>振込人名の前に講習会月日をお付けください 法人の種類(カブシキガイシャ等)は記入せずに会社名を記入してください (例0312ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンホウジンは不要です)</p> <p>3月5日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。</p>
申込方法	<p>【定員 80名】 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp</p> <ol style="list-style-type: none"> ①講習会名 ②開催年月日 ③貴事業場の名称及び所在地 ④協会会員又は非会員の表記

	<p>⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス ⑥電話番号 ⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。</p> <p>記載例 ①36協定集中講座 ②2025年3月12日 ③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇 〵</p> <p>3月5日(水)までにメールを送信してください。 受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。 ご不明な点は下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。</p> <p>問い合わせ先 (一社) 三田労働基準協会 ☎03-3451-0901</p>
<p>その他</p>	<p>この講習は三田、渋谷、大田、品川、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記6協会の会員は会員価格です。</p>

※ 受講当日受付にて返信メール本文の写しをご提示ください。

※ 個人情報は、本講習の目的以外に利用することはありません。

《会場案内図》



渋谷区立商工会館 2階大研修室

渋谷区渋谷 1-12-5

渋谷駅 徒歩5分